

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）部分について令和3年4月1日から施行されます。これに伴い、「建設業法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第174号）が令和2年5月27日に公布、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第70号）が同年8月31日に公布されたところです。

また、建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者を定める告示（令和3年国土交通省告示第97号～第100号）等の関係告示が令和3年2月から同年3月にかけて公布されましたので、下記の通り通知いたします。

貴団体におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いいたします。また、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願い致します。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

(1) 技術検定の合格者に与えられる称号について（第40条関係）

技術検定の合格者に与えられる称号は、第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とした。

(2) 技術検定の受検手数料について（第 42 条関係）

技術検定の受検者数の減少、試験回数・会場数追加による支出増などによる受検者一人当たり費用が増加したことなどを踏まえ、電気通信工事施工管理を除く検定種目について、受検手数料を以下のとおり引き上げることとした。

検定 種目	現行				改正後			
	1 級		2 級		1 級		2 級	
	学科 試験	実地 試験	学科 試験	実地 試験	第一次 検定	第二次 検定	第一次 検定	第二次 検定
建設機械	10,100	27,800	10,100	21,600	14,700	38,700	14,700	27,100
土木	8,200	8,200	4,100	4,100	10,500	10,500	5,250	5,250
建築	9,400	9,400	4,700	4,700	10,800	10,800	5,400	5,400
電気工事	11,800	11,800	5,900	5,900	13,200	13,200	6,600	6,600
管工事	8,500	8,500	4,250	4,250	10,500	10,500	5,250	5,250
電気通信 工事	13,000	13,000	6,500	6,500	現行と同じ			
造園	10,400	10,400	5,200	5,200	14,400	14,400	7,200	7,200

(単位は円)

(3) 技術検定の検定種目の名称の変更について（第 34 条関係）

検定種目のうち、「建設機械施工」について、名称を「建設機械施工管理」に改めることとした。

(4) 技術検定の受検資格について（第 36 条、第 37 条関係）

技術検定の受検資格について以下のように定めることとした。

①一級の第一次検定

- ア. 大学の指定学科を卒業後、1年以上の指導監督的実務経験を含む3年以上の実務経験を有する者
- イ. 短大又は高専の指定学科を卒業後、1年以上の指導監督的実務経験を含む5年以上の実務経験を有する者
- ウ. 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者
- エ. 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

②一級の第二次検定

- ア. 受検しようとする種目について一級の第一次検定に合格した者（受検しようとする種目に係る二級の第二次検定に合格したことを受検資格とし、一級の第一次検定を受検した者にあつては、二級の第二次検定に合格後、同種目に関し1年以上の指導監督的実務経験を含む、5年以上の実務経験を有する

者に限る。)

イ. 国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

③二級の第一次検定

第一次検定が行われる年度内に、17歳以上となる者

④二級の第二次検定（建設機械施工管理）

ア. 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関し2年以上の実務経験を有する者

(b) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関する1年6か月以上の実務経験を有し、建設機械施工管理に関する3年以上の実務経験を有する者

(c) 受検しようとする種別に関し6年以上の実務経験を有する者

(d) 受検しようとする種別に関する4年以上の実務経験を有し、建設機械施工管理に関する8年以上の実務経験を有する者

イ. 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

⑤二級の第二次検定（建設機械施工管理以外）

ア. 受検しようとする種目について二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 8年以上の実務経験を有する者

(b) 高校若しくは中等教育学校の指定学科を卒業後、3年以上の実務経験を有する者

イ. 国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

(5) 経過措置（附則第2条関係）

令和3年3月31日までに検定種目を建設機械施工とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を建設機械施工管理とする技術検定に合格した者とみなすこととした。

また、令和3年3月31日までに、一級又は二級の学科試験に合格し、この政令の施行の際、現に学科試験の免除を受けている者（免除を受けることができた者を含む。）については、免除される期間内に限り、改正後の一級又は二級の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととした。

2. 建設業法施行規則等の主な改正内容について

(1) 受検申請に係る添付書類について（施工技術検定規則第4条、第4条の2関係）

第一次検定及び第二次検定の受検申請について、受検申請書及び受検資格の区分に応じた添付書類の提出を求めることとした。

(2) 別表第1及び別表第2の見直し

施工技術検定規則の別表等について、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理等所要の改正を行った。

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 技術検定の受検資格の改正

建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者について、以下の通り告示の整理を行った。

なお、改正前の技術検定の学科試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第一次検定の受検資格を有することとし、改正前の技術検定の実地試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第二次検定の受検資格を有することとした。

① 一級の第一次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（学歴＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

② 一級の第二次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（二級合格＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

イ. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

③ 二級の第二次検定（建設機械施工管理）の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定（建設機械施工）の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

イ. 建設業法施行令第36条第2項第1号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有する者を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 1196 号）の規定により、改正前の二級の実地試験（建設機械施工）の受検資格を有していた者

④ 二級の第二次検定（建設機械施工管理以外）の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 45 年～平成 5 年：計 7 本）の規定により、改正前の技術検定（建設機械施工以外）の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有する者

イ. 建設業法施行令第 36 条第 2 項第 2 号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成 27 年国土交通省告示第 1197 号)の規定により、改正前の二級の実地試験（建設機械施工以外）の受検資格を有していた者

(2) 第一次検定及び第二次検定の免除について（建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 174 号）附則第 2 条第 3 項関係）

改正前の二級の技術検定の学科試験に合格した者が、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる国土交通大臣が定める期間について、令和 2 年度までに実施された二級の技術検定の学科試験の合格発表日の属する年度の初日から起算して 12 年（以下「免除期間」という。）以内とした。

ただし、令和 2 年度に実施された二級の実地試験を受験した者又はこの規定による免除の適用を受けて令和 3 年度以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる期間は、免除期間内であつて、当該実地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して 2 年以内とした。

(3) その他所要の改正

既存の告示において、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理を行うとともに、技術検定（建設機械施工管理）の検定科目に「施工管理法」を加えた（※）。

二級の第二次検定（建設機械施工管理）で合格した科目について、一級の第二次検定で免除を受けようとする者が納める受検手数料に関し、減じられる額を 6,400 円から 9,600 円に改めた（建設業法施行令第 41 条第 1 項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1318 号）の一部改正）。

また、二級の第一次検定合格（二級技士補）が永久資格となることから、不要となる告示を廃止した（建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 1199 号）の廃止）。

(※)

(一部改正対象告示)

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和 37 年建設省告示第 2754 号）

昭和 35 年建設省告示第 2207 等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和 46 年建設省告示第 292 号）

建築施工管理について種別を定める等の件（昭和 58 年建設省告示第 1508 号）

土木施工管理について種別を定める等の件（昭和 59 年建設省告示第 1254 号）

建設業法第 15 条第 2 号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1317 号）

建設業法施行令第 41 条第 1 項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1318 号）

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成 7 年建設省告示第 1297 号）

浄化槽設備士に関する省令第 8 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 448 号）

(廃止対象告示)

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 45 年建設省告示第 758 号）

建設機械施工について種別を定める等の件（昭和 48 年建設省告示第 860 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 56 年建設省告示第 506 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 59 年建設省告示第 118 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1946 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 63 年建設省告示第 2093 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 2 年建設省告示第 1467 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 5 年建設省告示第 1661 号）

(新設告示)

建設業法施行令第 39 条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 101 号）

建設機械施工管理について種別を定める等の件（令和 3 年国土交通省告示第 102 号）

以上

(別添)

- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法施行令第 36 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等（官報）